

加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会開催要領

第 1 趣旨

加工食品の原料原産地表示については、「消費者基本計画」（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）において、「順次実態を踏まえた検討を行う」とされており、「食料・農業・農村基本計画」（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）において、「実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討する」とされている。

また、「総合的な TPP 関連政策大綱」（平成 27 年 11 月 25 日 TPP 総合対策本部決定）において、食の安全・安心に関する施策として、「原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う」とされている。

以上を踏まえ、消費者庁と農林水産省の共催で「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、今後の対応方策について幅広く検討する。

第 2 検討項目

- (1) 現行の加工食品の原料原産地表示制度や取組の検証
- (2) 加工食品の原料原産地表示の拡大に向けた具体的な方策
- (3) その他

第 3 スケジュール及び進め方

現行の加工食品の原料原産地表示制度や事業者の取組状況等を踏まえ、関係者からヒアリング等を行いつつ検討を進め、平成 28 年秋を目途に中間的な取りまとめを行う。

第 4 委員等

- (1) 委員は、別紙の者で組織する。
- (2) 検討会の座長は、委員の互選により選任する。
- (3) 座長は、検討会を統括する。
- (4) 座長に事故があるときには、あらかじめその指名する者が、その職務を代理する。

第 5 運営

- (1) 検討会の庶務は、消費者庁食品表示企画課及び農林水産省消費・安全局消費者行政課において処理する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。

- (3) 検討会は原則として公開にて行う。
- (4) 検討会の資料は、各回終了後、ウェブサイトにおいて公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
- (5) 検討会の議事録については、各回終了後、委員の了解を得た上で、ウェブサイト等において公表する。
- (6) この要領に定めるもののほか、議事の手続その他検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(別 紙)

加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会 委員名簿

いけど 池戸	しげのぶ 重信	宮城大学 名誉教授
いちい 櫛	ともひこ 友彦	日本チェーンストア協会 食品委員会 委員
いちかわ 市川	まりこ	食のコミュニケーション円卓会議 代表
いわおか 岩岡	ひろやす 宏保	一般社団法人全国消費者団体連絡会 共同代表
かない 金井	たけし 健	全国農業協同組合中央会 常務理事
こんどう 近藤	こうじ 康二	公益社団法人中央畜産会 常務理事
さいとう 齊藤	ひでき 秀樹	公益財団法人全国老人クラブ連合会 常務理事
すずき 鈴木	ただし 忠	日本園芸農業協同組合連合会 専務理事
たくま 田熊	もとひこ 元彦	株式会社伊藤園 生産本部 副本部長 執行役員
たけいし 武石	とおる 徹	一般財団法人食品産業センター 企画調査部 部長
たけうち 竹内	としえ 淑恵	法政大学 経営学部 教授
とみまつ 富松	とおる 徹	味の素株式会社 品質保証部 品質保証推進グループ長
ながた 永田	ゆうこ 裕子	公益社団法人全国消費生活相談員協会 食の研究会 副代表
ながや 長屋	のぶひろ 信博	全国漁業協同組合連合会 代表理事専務
なつめ 夏目	さとこ 智子	全国地域婦人団体連絡協議会 幹事
もうり 毛利	よしひろ 嘉宏	株式会社野菜くらぶ 専務取締役
もりみつ 森光	やすじろう 康次郎	お茶の水女子大学大学院 教授

(五十音順、敬称略)